

# 戦時労働事情調査からみえる貧困

上田早記子

## はじめに

本稿では、現代の貧困について考える一つの視点として「労働」に着目し、1940（昭和15）年の調査から当時の人々の生活と労働事情について取り上げ、1940（昭和15）年における日本の貧困の要因について明らかにすると共に、貧困に陥る原因について述べる。

## 1 労働と貧困

私たちは生きていくために何よりもまず衣・食・住の生活を営んでゆくための生活手段が必要となる。本稿では、衣・食・住の生活を営むことができない状態を貧困として考えてみる。衣・食・住の生活を営んでゆくための生活手段を人間は、自ら労働することによって獲得してきた。つまり、私たちは生きていくために労働をしてきた。社会福祉政策が充実していない時代、病気や加齢などによって生活手段を得るための労働の場を失った者は低所得層や貧困層へと陥った。もちろんこのような時代であっても、資産や相互扶助などによってすぐには貧困層へと陥らない者もいた。貧困に陥らないように、つまりは生活手段を得るために私たちは労働をしてきた。

しかし、今日、公的年金や社会手当、生活保護などの制度が整ってきたことにより、必ずしも生活手段を獲得する手段が労働だけとは限らなくなった。とはいえ、この新たな手段はあくまでも賃労働や自営業による日常生活の維持が困難となった場合に、国が補足しているものである。

社会福祉政策で義務救助主義の嚆矢と言われるイギリスのエリザベス救貧法は、救貧対策であった。この1601年のエリザベス救貧法は、貧民を労働能力のある貧民と労働能力のない貧民などに区別し、労働能力がない貧民に対してのみ税金による救済を施した。また、近代日本における全国民に向けた最初の救貧対策としては、1874(明治7)年の「恤救規則」をあげることができる。「恤救規則」においても、労働不能貧民であり孤独、癱疾、重病の者に対してのみ救済を施すといった制限扶助主義を設けた。その後、「恤救規則」に代わって登場した1929(昭和4)年の「救護法」でもこの制限扶助主義が継続された。

救貧対策において、労働可能貧民が救済の対象とならなかったのは、本人が働くことを怠けているため貧困となってしまうとの観念からであった。しかし、ブースが1886年や1902年に実施したロンドン調査<sup>1)</sup>やラウントリーが1899年に実施したヨーク調査<sup>2)</sup>により、貧困の原因は社会的要因によるものとの結果が導き出された。そして、イギリスでは1942年ベヴァリッジ報告<sup>3)</sup>において福祉国家建設を阻害する原因を欠乏、疾病、無知、不潔、怠惰であるとし、それぞれの対応策の必要性が述べられた。ベヴァリッジ報告は、その後各国の社会保障に大きな影響を与えることとなった。

つまり、政府が主体となった救貧対策成立前後においては、生活手段を獲得するための「労働」という手段を怠るために人々は貧困になると考えられていた。しかし、ブースやラウントリーの調査によって本人が労働を怠けているからだけではないこと、また、ベヴァリッジ報告により、福祉国家建設を阻害する原因として欠乏や疾病、無知、不潔もあることを政府が認めるに至った。

## 2 1940(昭和15)年前後の時代

ベヴァリッジ報告がイギリスで作成されていた頃、日本の社会状況はどうだったのか。少し時代を遡り、1929年アメリカのウォール街での株価の暴落を発端に世界恐慌<sup>4)</sup>が起きた。これは、輸出入で経済を成り立たせて

いた日本にも1930(昭和5)年から影響を与え、いわゆる昭和恐慌が生じた。また、同時に金本位制解禁<sup>5)</sup>による経済政策の結果、物価が下落し、日本経済は二重の打撃を受けることとなった。このような不況の中、1931(昭和6)年に中国の柳条湖で日本の関東軍が南満州鉄道の線路を爆破するという柳条湖事件に端を発し、いわゆる満州事変が起きた。満州事変を契機として、日本の商店や工場などでは大戦景気<sup>6)</sup>に湧くものの、農家では貧困状態が続いた。

1937(昭和12)年盧溝橋で日本軍と中国軍とが衝突する盧溝橋事件に端を発し、日中戦争が始まった。戦争に伴い日本経済は好景気となるが、戦争が拡大するにつれて、徐々に人的・物的資源の調達が困難となった。そのため、同年10月には人的・物的資源を軍需産業へ集中させるための機関として企画院が設置された。また、「贅沢は敵」や「欲しがりません、勝つまでは」などをスローガンとする国民精神総動員運動が始まり、節約や倹約が国民に求められると共に徐々に金属の代わりに陶器が用いられるといった代用品の時代へと進んでいった。

戦争により政府が軍需物資の生産を重んじたことや戦争により輸入が激減したことにより、日常生活物資は不足した。そのため、1938(昭和13)年から国民の日常生活物資の消費抑制が行われた。具体的には同年3月「綿糸配給統制規制」によって綿製品の製造や販売を規制するために切符による配給とし、国民の消費を統制し始めた。日常生活物資の切符制は、その後、砂糖とマッチ、米穀、清酒、衣料へと拡大し、統制が強められた。同年4月、政府は更に資源を統制・運用するため、「国家総動員法」を発し、人的資源を軍隊だけでなく軍需工場などへと動員し、軍需物資の生産を重んじた。

1939(昭和14)年7月には、人的資源の確保のため、「国民徴用令」が発せられ、動員された男性は労働力として軍需工場で強制労働に付き、その後、対象が女性にまで拡大した。また、戦争の長期化に伴い、更に日常生活物資が不足し、価格上昇が生じた。価格上昇を据え置くために、政府は

すべての価格を9月18日の水準以下に抑えるとする「価格等統制令」を発した。しかし、既に日常生活物資が大幅に不足していたため、かえって闇取引が横行し、闇価格が高騰することとなった。

戦力として体力の優れた若者が重要とされていたが、徴兵検査<sup>7)</sup>では検査を受ける義務のある満20歳の男子の体力が低下していたことや結核患者が増加していたことから、1940(昭和15)年4月「国民体力法」が発せられた。「国民体力法」によって、政府は体力管理を行い数え年で17~19歳の男性に検査を受けさせ、その成績を記入した体力手帳を持たせた。その後、この体力検査の対象は、15~19歳の男性、25歳までの男性へと拡大した<sup>8)</sup>。同年7月には、「奢侈品等製造販売制限規則」が発せられ、贅沢品などの製造や販売も禁止されていった。

1941(昭和16)年1月には「人口政策確立要綱」が閣議決定され、男性は25歳、女性は22歳までに結婚し、生涯通算で5人以上の子どもを産むこととする人口政策と人的資源の拡大が図られた。同年12月、日本が真珠湾を攻撃し太平洋戦争が勃発、戦争が長期化、本格化し、国民の生活も戦争一色へと染まっていくこととなる。

つまり、ベヴァリッジ報告がイギリスで作成されていた頃、日本は戦争により一部の層にあっては好景気だったものの、戦争により中心的働き手であった男性は軍隊に動員されていたため労働力不足が起きていた。また、軍需物資が国民の日常生活物資よりも優先されたため、物資は不足していた時代であった。

### 3 戦時下におけるそれぞれの労働事情

当時の実態について1940(昭和15)年の協調会大阪支所が発行した労働調査を取り上げて、概観していきたい。そのため、まず調査を実施した協調会について述べていく。

### (1) 協調会とは

調査を実施する機関には、国、大学、企業、財団法人などが運営する研究所がある。以下で紹介する調査を実施した協調会は、いわゆる半官半民の研究所である。第一次世界大戦を通じて引き起こった労使の対立や労働運動の激化に対抗し、取り締まり官庁の床次竹二郎内務大臣が労使問題の解決を目的に協調会の設立を提唱した。それを受け、1919（大正8）年12月に政府と財界から753万円の出資を得て設立された財団法人が協調会である。初代会長には徳川家達（貴族院議長）、副会長には渋沢栄一（男爵）、清浦奎吾（枢密院副議長）、大原育造（衆議院議長）が就任した。このことから判るように、財団法人として半官半民で設立されたものの、実質的には政府に指導される団体であった。

労使の協同調和を図るため社会政策に関する調査研究を行うことを目的として設立された協調会は、協調主義の立場にたち社会政策の調査や研究、講習会や講演会、『社会政策時報』や『労働年鑑』の出版などの事業に取り組んだ。そして、「職業紹介法」の制定や「労働者募集取締令」の修正や「工場法」の改正に向けての活動など協調会の取り組みは当初かなりの成果を上げた（高橋、2001）。

しかし、1931（昭和6）年制定に力を注いできた「労働組合法」が挫折に終わり、常務理事は添田敬一郎から内務省社会局長吉田茂<sup>9)</sup>へと交替した。吉田の就任は協調会の姿勢を転換させることとなり、目的を協調主義から労資一体へと転換、総力戦体制の準備に向けて歩みだした。1937（昭和12）年日中戦争が起こると、協調会は産業報国会<sup>10)</sup>設置に向けての運動を展開し、1938（昭和13）年時局対策委員会を設置、産業報国連盟を結成した。そして、産業報国会の設置に寄与し、すべての産業人に対して産業報国会の精神の普及と徹底を行うなど戦争に突き進む政府に協力した。協調会の一部は産業報国会に統合されることとなったが、本体は統合を拒否し、社会政策に関する調査を継続した。

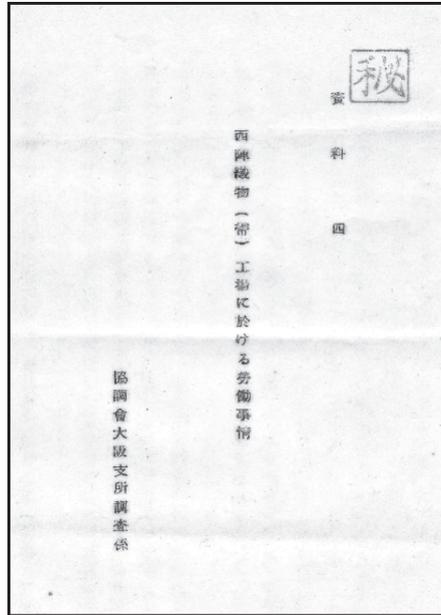
協調会は第二次世界大戦後、役員の改選や戦時的な偏りを是正し、GHQ

が推し進めた民主化に沿うよう目的の転換を図った。また、協調会設立当初から提起していた「労働組合法」制定に力を注ぎ、1945（昭和20）年にその成立をみた。しかし、1946（昭和21）年1月「極端なる国家主義的団体の解散、並びに戦争指導者の公職追放」に関する命令が発せられ、産業報国運動に関する取り調べが開始された。同年2月、司令部民間情報教育局ヒックス中佐が協調会を来訪し、協調会と産業報国運動との関係について詳細に調査を実施した。6月、創設後の歴史は国家主義的であり、労働組合運動を抑圧する立場をとっていたことから産業報国会を生み、戦争に協力したとの理由で協調会に解散が勧告された。しかし、協調会から資産を委譲して労働問題研究のための団体を新たに創設することがGHQより提案されたため、協調会は設立から約27年後の1946（昭和21）年6月に解散し、その後中央労働学園として事業を継承することとなった（協調会偕和会、1965）。GHQから新たな団体を設立する提案がなされたことは、それまで協調会が実施してきた調査などの活動が評価されたと言える。

下記に紹介する調査を実施した協調会の歴史からは、1940（昭和15）年に戦争協力の姿勢が協調会にあったことが判る。

## （2）戦時下の労働者調査

本稿で取り上げる調査はそれぞれ1冊7頁～20頁の分量のものであり、現在手元にある調査資料は「資料二 市電に於ける労働事情」、「資料四 西陣織物（帯）工場に於ける労働事情」、「資料五 京都友禪工場に於ける生産と労働事情」、「資料六 中央市場に於ける労働事情 一京都中央市場通運株式會社の例」、「資料七 金屬工場に於ける労働事情 某製鋼所の例」、「資料八 福助足袋株式會社に於ける賃金形態の調査に就いて」であり、欠番となっている調査資料は管見の限りでは探し出せていない。「資料八 福助足袋株式會社に於ける賃金形態の調査に就いて」は他と異なり著者が上本好男であること、執筆年月が1940（昭和15）年10月と他と比較し6ヶ月違うこと、調査の目的が賃金形態の調査を行うための準備調査であっ



て他の内容と異なることから、当時の労働事情に焦点をあてた資料は資料七までと考えられる。そのため、本稿では資料七までを基に労働事情を見ていく。

資料一が探し出せていないことからこれらの労働事情の調査目的については、不明である。しかし、これらの執筆年月は1940(昭和15)年4月で、協調会が日中戦争の長期化に伴い戦争協力のため挙国一致に向けた取り組みを行っていた時期である。そのため、同調査は目的が不明であるものの、産業報国会の普及状況を把握すること、また当時の戦争遂行に必要となる労働力資源の状況を把握するために実施されたものと考えられる。

著者については、資料八以外の調査の最終ページには「井上記」との記載がある。協調会大阪支所が1939(昭和14)年3月に発行した『日本産業労働機構と戦時労働政策』の分担執筆者として嘱託孝橋正一、書記井上正雄の名前があげられている。当時の「協調会大阪支所規定」にはその人数

が若干名と記載されており、多くの者が所属していたとは考えにくく、協調会名簿から井上と引くと1931年7月協調会に就職し、大阪支所勤務となった井上正雄のみが出てくる(法政大学大原社会問題研究所編、2004)。そのため、今回取り扱う調査資料は井上正雄が執筆したものと考えられる。

内容について概観していくと、すべての調査は大阪府と京都府の労働事情を労働者から直接聞き取るか職場見学を行い調査したものである。著者は労働者に対して聞き取り調査をしたことについて、管理者からの調査では形式的な事柄に終始してしまい、戦時下の経済制度上さらに追究することが困難であること、実際に働いているのは労働者であるため労働者自身に聞く方がより正確に労働事情を把握できるためと述べている(協調会大阪支所調査係編、1940d)。

### (3) 調査内容

ここでは原文を抜粋しながら、筆者が要約する。

#### ① 某市営電車

(対象者) 5年間勤続している運転手

(調査方法) 聞き取り

某市つまり大阪市もしくは京都市が経営する電車の運転手や車掌の労働事情について1940(昭和15)年に調査したものである。某市営は労働力不足となっており、募集人数60名に対し30名余りの求職者であり、その求職者は従来と比較し質的に劣ってきている状況であった。求職者は選考を受けた後に教習所で1ヶ月の学科と1ヶ月の実習後に車掌補となる。そして、1年後には運転手や車掌になることができる。車庫ではイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの8班に分かれ、更に1班ごとに甲、乙、丙の3つに分かれ、また甲、乙、丙ごとに7~10組に分かれている(図1参照)。8班に分かれている場合、毎日8班のうちいずれかの1班が公休であり、その他の7班が働いている。労働時間は本来7時間ではあるが、10時間前後で多様な勤務形態が取られている。具体的に1班では6:00~16:00、5:00~

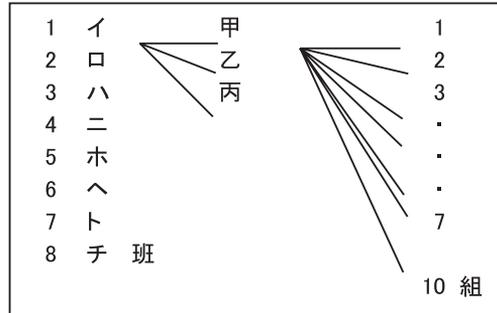


図1 組分け

14:00、6:30~19:00、6:00~16:00、5:30~9:00・16:00~23:00、15:00~1:00、14:00~23:00 などがある (図2参照)。このような複雑なシフトとなっている理由として、調査対象者は労働争議の防止と述べている。しかし、著者である井上は他にも技術上の問題などもあるとしているが、その問題について本文では触れていない。

甲	乙	丙
イ 6:00~16:00	イ 6:30~15:30	イ 6:00~16:00
ロ 5:00~14:00	ロ 5:30~9:00 ・ 16:00~23:00	ロ 5:00~14:00
ハ 6:30~19:00	ハ 16:00~1:00	ハ 5:30~9:30 ・ 16:00~23:30
ニ 6:00~16:00	ニ 11:00~21:30	ニ 15:30~1:00
ホ 5:30~9:00 ・ 16:00~23:00	ホ 6:30~15:30	ホ 14:00~1:00
ヘ 15:00~1:00	ヘ 7:00~19:30	ヘ 14:00~12:00
ト 14:00~23:00	ト 5:00~14:00	ト 14:00~11:30

図2 出勤時間

日給は車掌補が初任給1円、車掌や運転手が1円20銭である。月給は日給に1割5分の残業手当や皆勤手当、売上手当、有給3～4日(日給額のみ付く)などが付き車掌補が50～55円、車掌や運転手が60～70円支給されている。また、処罰者以外は年に1度1～5銭、平均3銭の昇給があった。ただし、月給からは退職積立金(4/100)や共済会費(2/100)などが引かれるため、手取りの賃金は名目上の賃金よりも低い。

同市電では胃病と肺病と神経衰弱の者が多く、そのうち最も多い病気が神経衰弱であった。胃病は不規則な勤務状況により、肺病は狭い車内で多数の人々と接触することにより、神経衰弱は社内における厳罰規則(懈怠金1円～5円)や公共性に伴う社会的義務、通行人への配慮や交通ルール、乗降人に対する注意などが原因としてあげられている。

調査当時は、産業報国会や労働組合はなく、従業員の意思疎通機関として親睦会があった。聞き取り調査の中からは、最近日常生活物資を含む物品不足により物の価格が上昇し、軍手の場合、値段が日中戦争前では8銭であったが、今ではほとんど配給されず共済組合を通して買うと23銭、市場で買うと更に高く60銭であった(協定会大阪支所調査係編、1940a)。

## ② 京都市西陣N商店工場と家内工場

(調査方法) 見学

京都市西陣N商店の工場と家内工場の調査は、見学により説明をうける形式となっている。N商店は、高級な帯を生産している工場であった。具体的には、機械により6色の緯糸で織られた時価60円～70円の袋帯を生産していた。

1940(昭和15)年調査当時、女性41名と男性3名の従業員がおり、勤務している女性は石川県や福井県、鳥取県出身の若者が多く働いている。最近では徐々に労働者の確保が困難となってきた。その理由としては、織物工業よりも賃金の高い人絹工業や重工業へ労働力が流れていること、農村の労働力不足から農民が離村しなくなったことなどがあげられている。工場働く女性は、7時～18時までの11時間勤務であり、うち1時間は

休憩があるため実労働時間は10時間であった。初任給は70銭。日給制と請負制の2種類があるが、請負制の対象は熟練者となっていた。公休は月2回、食事代程度の金額で入居することができる寄宿舎があった。

一方、見学した家内工場は、約10坪の平家建ての土間に2台の手織機が置かれ、作業が行われていた。見学当時、稼動している手織機は1台であった。織っているものは、機械で生産することが困難な10色の緯糸で織られた時価120円の袋帯で、約1週間1日12~13時間かけて織っている。N商店の工場の窓はすべて硝子張りで採光が取り入れられ非常に明るく、織機は機械化されリズムカルな音響を立てていた。一方、家内工場は、裏口の開放により電燈を点けないで仕事ができる程度の薄暗い状態で、問屋から借りている手織機で織り、その音は鈍重な響きであった。このような環境の中、6畳の居間には赤ちゃんが眠っており、「その顔色は青ざめているようであった<sup>11)</sup>」と井上は述べている(協定会大阪支所調査係編、1940b)。

### ③ 京都市 F 友禅工場

(対象者) E 友禅職人、友禅工場を経営する H 氏の妻

(調査方法) 聞き取り、見学

京都市にある F 友禅工場は4つの工場をもち、主任と職人、徒弟などの約30名の従業員が働いていた。徒弟は14歳~21歳くらいまでの者であり、最初の1年は月額1円の賃金で働き、そのうち約半分は積立金となるため、手取りの賃金は50銭となる。熟練してくると賃金は月額5円が支給される。一方、職人は請負制度を用いており、請負の単価は形や色により違うものの、単色の型5枚で一疋につき60銭支給される。熟練した者は1日五疋を染色するため、賃金は日額3円となる。彼らの労働時間は7時~18時までの11時間であり、うち1時間の休憩があるため実労働時間は10時間となる。福利施設はない。

第二次世界大戦や日中戦争の影響を受けて最近の友禅工場は、染料や薬品の輸入が困難となり生産に支障をきたし始め、材料不足の結果として下職の仕事がなくなり、倒産するか工場の職人に転職し始めている状態であ

った。

また、労働組合の幹部である H 氏が経営している F 友禅工場は、近代的ではなく普通の家を改造した程度で、1階は土間、2階は板敷となっており、そこで染色が行われていた。染色されたものは工場外の干場で日光にあてられる。干されたものは、蒸し屋へ運ばれ、釜に入れて蒸され、その後水洗いが行われた。井上が見学した蒸し屋の従業員はすべて朝鮮人であり、案内者である H 氏の奥さんによれば「此頃では蒸し業や洗い業を営む者は朝鮮の人が多くなりました<sup>12)</sup>」とのことであった。そのことについて井上は「平和産業では殊の外労働力が足りないと聞かされてゐたが、ここに来て、筆者は現実にそれを感じることができた<sup>13)</sup>」とし、重要な生産場を除いてほとんどの産業に朝鮮人が働いていることに対して、将来的に大きな問題が残されているとしつつも具体的な問題については記載されていない（協定会大阪支所調査係編、1940c）。

#### ④ 京都中央市場通運株式会社

(対象者) 青果部で働いている者

(調査方法) 聞き取り

京都中央市場は生魚部 50 名と鹽干<sup>14)</sup>部 30 名と青果部 80 名の 160 名が働いている会社であった。従業員の募集方法は縁故募集であり、賃金形態は月給と時給があり、最高給の者が月給であり、その他の者は時間給である。1日に1円70銭～2円55銭支給される。手当は1日30銭、4～7月の西瓜と11月の蜜柑の最盛期のみ残業があり、残業手当は1時間につき20銭支給される。また、賞与は盆と正月に5円支給され、1940(昭和15)年1月からは有給休暇制度が実施された。この残業手当と有給休暇制度等は1939(昭和14)年12月11日に青果部の従業員が労働条件の改善を図ることを目的として新興会を立ち上げ活動した結果、実現に至った。しかし、産業報国会の設置により、強制的に新興会は解散させられた。

従業員の勤務年数は平均9年であるが、昇給規定はない。しかし、調査対象者は最近5銭昇給したと回答している。労働時間は、青果部が3～13

時の10時間勤務、鹽干部が3～11時の8時間勤務、生魚部が2～9時の7時間勤務となっており、部門によって異なっている。休日は毎月27日の1回のみである。

中央市場では神経痛や痔疾の割合が高く、調査対象者は「朝は早いし、作業上はコンクリート張りだから冷える結果ではなからうか<sup>15)</sup>」と述べている。健康問題が生じてはいるものの、健康保険は適用外となっており、福利施設は不完全であった。ただし、退職手当制度は実施されており、3年勤続者には20日分、3年以上の勤続者には1年を増すごとに15日分が追加された。つまり、4年では35日分、5年では50日分の給料が退職手当として支給される形態となっていた(協調会大阪支所調査係編、1940d)。

#### ⑤ 大阪市の某一流製鋼所

(対象者) 20年以上勤務する鑄造工

(調査方法) 聞き取り

大阪市某一流製鋼所は組長、班長、一般工員などを雇用しており、組長は3～4班の100名前後の従業員を統率していた。この製鋼所では鑄造の3工程を同一工場で行わず3つの工場に分かれて行っており、ある工場では500名の工員が働いていた。

体重が50 kg以上(13貫333匁強)、身長が1 m53 cm以上(5尺1寸1分5厘)、視力が0.7以上、年齢が22歳以上30歳未満、所内に確実な身元保証人がいることが同製鋼所の採用条件である。採用条件は従来と比較すると緩和されているが、適性検査も受ける必要があった。当時、既に戦争に伴う労働力不足が起きていたが条件に適合しない者は採用されなかった。採用条件を満たし採用された者は、特約工員<sup>16)</sup>となり、1年後には準工員となり、更に1年半～2年半後には普通工員となる。また、同製鋼所には他にも20歳未満の養成工や18～50歳までの女工などが働いていた。

一般工員の勤務時間は7:50～19:50であり、うち昼に40分と晩に20分の休憩があるため実労働時間は11時間である。規定の勤務時間は8時間であるため、毎日3時間の残業をしていることとなる。休日は日曜日と

なっているが、休日も出勤となることがあり、月に2～3日の休みであった。

給料は特約工員の場合、基本的には時間給をとっていた。8時間労働の基本日給が1円40銭であり、そこに残業手当が1時間に付き基本給の125/1000、歩増手当が4割6歩、皆勤手当が2日分、物価手当が1日につき30銭が加算される。仮に1ヶ月に28日勤務であり、皆勤したとすれば84円となる。準工員や普通工員は昇給率と勤務年数に応じて更に加算されるため、月額給料が相当な額となり、組長ともなると最高で400～500円の者がいた。養成工の場合は「賃金統制令」によって定められた初任給の最高額が支給され、毎年1回5～10銭の昇給があった<sup>17)</sup>。最初の3ヶ月～1年くらいは毎週日曜日に休み、労働時間も定時の8時間で終わることができ、労働後に青年学校<sup>18)</sup>に通うこともできた。女工は初任給が67～68銭であり、そこに残業手当や皆勤手当などが特約工員と同様に支給される。主に簡単な作業を行っている女工であっても、特約工員から普通工員になることが同製鋼所ではできた。

他にも福利施設は、経済的、文化的、衛生的福利施設が整備されている。具体的に経済的福利施設としては、住宅だけでなく、栄養食や日用品の供給もあり、金融施設からの支援もあった。文化的福利施設としては成人教育施設や技術教育施設、子弟教育施設、趣味娯楽施設があり、衛生的福利施設としては浴場・更衣施設や医療機関が整備されていた。また、地方委員制度というのがあり、会社が所有する住宅以外の場所で生活を送る従業員の生活状態を会社が把握し、従業員の生活指導や監督をするといった制度があった(協定会大阪支所調査係編、1940e)。

#### 4 調査からみえてくるもの

##### (1) 戦争が人々に与えた影響

協定会大阪支所の調査からは、①物価の上昇と品不足、②産業報告会の設置、③労働力不足、という実態が見えてくる。以下では、これらについ

て述べることにする。

### ① 物価の上昇と品不足

某市営電車の調査から、物価の上昇と品不足が述べられている。具体例で取り上げられている軍手は、日中戦争前では8銭であったものが、共済組合を通して購入すると約3倍の23銭となり、市場では更に上昇し7.5倍の60銭にまで高くなっている状態が判る。1940(昭和15)年当時、もりかけそばの価格が15銭であることから、60銭の価格の高さが判る(週刊朝日編、1990)。

京都市F友禅工場の調査では、染料や薬品などの材料が不足し、生産に支障をきたしていることが述べられている。これらの調査から物価の上昇や品不足が起きた要因として、戦争により①輸入に頼っていた物資の確保が困難となったこと、②日常生活物資よりも軍需物資の生産を重んじたこと、③生産者であるはずの労働者が減少したことをあげることができる。

### ② 産業報国会の設置

京都中央市場通運株式会社でも、労働条件の改善を図ることを目的として新興会が設置されていた。しかし、戦争の拡大と共に労働者と使用者が協力し戦争協力することを目的とした産業報国会へと変化し、新興会などの組合は解散となっていった。このことに対して従業員は労働条件の改善が行えなくなったため、新興会ほど期待が持てないことなどが述べられている。大阪市某一流製鋼所では、従来からの意思疎通機関を産業報国会との名称に変更しているだけで、産業報国会の実質的な内容までは従業員に周知されていない状況であることが井上により記載されている<sup>19)</sup>。また、京都市F友禅工場などの他の調査では産業報国会が設置されているとの記述はない。

これら調査からは、1940(昭和15)年当時労働者の処遇改善を求めるために結成され始めていた労働組合が、労使ともに戦争協力を求めた産業報国会へと変化しつつあることが判る。その結果、産業報告会では労働者の労働条件の改善を求める運動が困難となった。また、当時は産業報国会が

すべての事業所で設立されているわけではなく一部に留まっていること、大阪市某一流製鋼所の調査からは産業報国会の目的や考え方はあらゆる労働者に浸透していたわけではない。

### ③ 労働力不足

某市営電車の調査からは、職員不足が起きている。定員 60 名の募集に対して半数の求職者となっている。また、京都市西陣 N 商店工場の調査からは、労働者の確保が困難となってきたことが述べてられている。大阪市某一流製鋼所の調査では、戦争に伴う労働力不足が起きていることが述べられ、子どもを雇用していることから労働力不足が読み解ける。

このような労働力不足により、労働力が高賃金の軍事産業など重工業へ流れていることが伝統産業である西陣 N 商店工場の調査において述べられている。調査にある西陣 N 商店工場と大阪市某一流製鋼所の賃金を比較した場合、西陣 N 商店工場の男性の平均月額が 50 円であるのに対して、某一流製鋼所の特約工員が 84 円であり、某一流製鋼所の方が約 1.7 倍高い(表 1 参照)。また、1939 (昭和 14) 年に商工省が行った賃金統計でも製鋼所が含まれるであろう鑄造工や鋼壓延工などの金属工業は、西陣工業を含むであろう機械捺染男工や手捺染男工などの繊維工業よりも賃金が約 1.5 倍であり、全国的にも同様の傾向があった(表 2 参照)。

これらのことから西陣 N 商店工場の調査で述べられているように、伝統産業よりも重工業の方が当時は賃金が高かった。

そのため、繊維産業の中でも伝統的産業であり低賃金の事業所では、労働力不足や人手不足などの理由で産業自体が衰退し始めていた状況が見えてくる。また、京都市 F 友禅工場の調査では、労働力不足を補うために工程内の釜入れや水洗いなど作業工程の中でも重労働となる仕事に朝鮮人が従事しており、出稼ぎや強制労働として連れてこられた人々が低賃金で、きつい仕事についていた。

表1 調査からわかるそれぞれの労働者の賃金

	市営電車	西陣工場	京都友禅	中央市場	製鋼所
賃金 (月額)	車掌補 50~55 円 運転手・車掌 60~70 円	女性(初給) 19 円 60 銭 男性 平均 50 円	徒弟 1~5 円 職人(熟練者) 84 円	49 円 30 銭 ~73 円 95 銭	特約工員 84 円 組長 400~500 円
(日給)	車掌補 1 円 運転手等 1 円 20 銭	女性 70 銭 男性 1 円 78 銭	3 銭~17 銭 (職人 3 円)	1 円 70 銭~ 2 円 55 銭	特約工員(残業 と歩増を含む) 2 円 81 銭 5 毛
勤務日数	26 日(月 3~4)	28 日(月 2)	28 日(月 2)	29 日(月 1)	28 日(月 2~3)
勤務時間 (実働時間)	10 時間 (本来 7 時間)	10 時間	10 時間	10 時間	11 時間 (本来 8 時間)

参考文献：・協働会大阪支所調査係編(1939)『日本産業労働機構と戦時労働政策』。  
 ・協働会大阪支所調査係編(1940a)「資料二 市電に於ける労働事情」。  
 ・協働会大阪支所調査係編(1940b)「資料四 西陣織物(帯)工場に於ける労働事情」。  
 ・協働会大阪支所調査係編(1940c)「資料五 京都友禅工場に於ける生産と労働事情」。  
 ・協働会大阪支所調査係編(1940d)「資料六 中央市場に於ける労働事情 一京都中央市場通運株式会社の例」。  
 ・協働会大阪支所調査係編(1940e)「資料七 金属工場に於ける労働事情 某製鋼所の例」より筆者作成。

注) それぞれの調査が1ヶ月何日としているか不明のため、記載通りの勤務日数を記入している。

表2 繊維工業と金属工業の都市別賃金 単位：円

賃金	繊維工業				金属工業	
	機械捺染男工	手捺染男工	人造絹絲 製造男工	精練漂白及 び浸染男工	鑄造工	鋼壓延工
全国	1.98	2.12	2.00	1.94	3.08	3.71
東京	2.97	2.43	—	3.18	3.92	4.17
大阪	1.70	2.39	—	1.63	4.06	4.75
京都	1.82	2.96	2.20	1.95	3.30	—

(出所) 商工大臣官房調査課(1940)『賃金統計表』10-11より一部抜粋。

## (2) 戦争で引き起こされた貧困

伝統的産業である西陣 N 商店工場や京都市 F 友禅工場は表 1 から見て、他の産業と比較し低賃金となっている。また、調査からは労働力不足や材料不足などにより産業自体が衰退し始めていたことが判る。追い打ちをかけるかたちで調査後の 1940(昭和 15)年 7 月 6 日「奢侈品等製造販売制限

規則」が制定され、翌日施行された。いわゆる七・七禁令は、戦争の長期化に対応して、国民に贅沢を禁止し、引き締めることを目的としたもので、日常生活物資以外の製造や販売を制限したものである。

制限は京都府の西陣や友禅にも大きな影響を与えた。表3は協調会大阪支所が8月10日から20日間、京都府下の産業界に七・七禁令が与えた影響に関する集計結果である。調査によると、京都府における閉鎖工場数は66件(従業員250名)、転業工場数累計は36件(従業員218名)、休業中の工場数は6,757件(従業員32,618名)、操業短縮作業中の工場は2,047件(従業員7,236名)となっている。また、七・七禁令の影響による失業者が1,402名おり、就職した者が1,044名のため、358名は失業後の働く場所を失っている。

今日では、貧困などの生活問題に対する政策としては、雇用保険や年金保険、医療保険、公的扶助などがあるため、すぐに貧困に陥るとは限らない。戦前においては、公的年金は1923(大正12)年に「恩給法」が制定され、1939(昭和14)年に「船員保険法」が制定され、1941(昭和16)年に「労働者年金保険法」が制定されるなど対象者を限定し、分離しながら順

表3 奢侈品等製造販売制限規則による影響

区別	閉鎖		転業		休業		操短		失業者	就職状況				計
	工場	従業員	工場	従業員	工場	従業員	工場	従業員		軍需工場	他工場	商業	農業	
繊維	20	55	26	190	6155	28660	361	1829	746	256	67	62	151	757
染色	4	62	1	21	294	2790	479	4345	361	149	83	24	59	315
加工	42	133	9	7	276	1066	1207	1062	295	80	79	11	23	295
商店					32	102								
計	66	250	36	218	6757	32618	2047	7236	1402	485	229	97	233	1365

参考文献：協調会大阪支所編(19--『京都府下産業界に及ぼしたる七・七禁令(奢侈品等製造販売制限)の影響主にその対策に就て』協調会大阪支所、2より一部抜粋。

※就職状況の計1365は本来1044、繊維の就職状況の計757は536、加工の就職状況の計295は193であるが、原文のまま記載。

表4 社会保険の沿革

1922 (大正 11) 年	健康保険法
1923 (大正 12) 年	恩給法
1927 (昭和 2) 年	健康保険法の全面施行
1931 (昭和 6) 年	労働者災害扶助責任保険法
1937 (昭和 12) 年	軍事扶助法
1937 (昭和 12) 年	母子保護法
1938 (昭和 13) 年	国民健康保険法
1939 (昭和 14) 年	船員保険法
1941 (昭和 16) 年	労働者年金保険法
1941 (昭和 16) 年	医療保護法
1944 (昭和 19) 年	厚生年金保険法
1954 (昭和 29) 年	厚生年金保険法の大改正
1959 (昭和 34) 年	国民年金法

参考文献：桑原洋子、宮城洋一郎（1988）『日本社会福祉法制史年表』より筆者作成。

次成立していった。そして、国民皆年金と呼ばれるのは、1961（昭和 36）年の「国民年金法」の実施を待たなければならない。医療保険については 1922（大正 11）年に「健康保険法」が制定され、1938（昭和 13）年に「国民健康保険法」が制定されるが、国民皆保険が実現するのは 1961（昭和 36）年であった。つまり、1940（昭和 15）年当時には、一部の者しか年金や医療保険の対象となっていなかった。そのため、七・七禁令の影響の結果失業し、再就職ができなかった者 358 名の世帯は貧困状態に陥る可能性が高かったと言える。

また、休業、操業短縮を行っている工場で雇用されていた従業員 39,854 名は、失業に至らないものの、賃金は減額もしくは不払いという状態となった。そのため、生活は困窮した可能性がある。

3で紹介した西陣の家内工場では、日中戦争により好況を迎え、労働力が工場から高賃金の家内工場へと移動していった。その頃は景気が良かったのかもしれないが、調査の時点では、手織機が 2 台あるにもかかわらず

1台しか稼働していないことなどから、既に家内工場の労働力にダブつきが起り、売上が低くなっていたと考えられる。そして、6畳の居間には顔色が青ざめて見える赤ちゃんが眠っていた。家内工場で西陣織の帯を作るという労働をしていますが、この家内工場を営む一家の生活は豊かであったとは言えない。このような状況下で七・七禁令が出された。

井上が調査した時点ですら西陣N商店工場や家内工場、京都市F友禅工場は困難な経営状況にあったことが伺える。このような状況で出された七・七禁令は、日々の労働と生活に大きなダメージを与えたと言える。また、1940(昭和15)年の調査時点で、労働の場を失うことによって貧困へと陥るのではなく、労働を行っていたとしても貧困に陥っている人々が存在していた。

## おわり

イギリスのベヴァリッジ報告において福祉国家建設を阻害する要因として、欠乏、疾病、無知、不潔、怠惰が述べられていた頃、日本は日中戦争や太平洋戦争などの戦争に突き進んでいた。その結果、西陣工場や友禅工場など日本の伝統産業は疎かにされ、疎かにされた産業は衰退し、仕事を失い「貧困」にあえいだ人々は少なくないであろう。そして、戦争遂行のために出された法律等によっても労働の場が失われ貧困者が生まれると共に、労働の場はあっても貧困である者が存在した。

つまり、当時の日本では欠乏、疾病、無知、不潔、怠惰以外に追加するかたちで戦争によって福祉国家建設が阻害され、そこには貧困者が生まれた。そして、従来は労働していないから貧困であるとの概念であったが、1940(昭和15)年の調査時点では既に労働していても貧困である者が存在していた。ただし、当時は上述したように日中戦争が泥沼化し現在の社会事情と性格が違っており、社会事業も厚生事業へと変容したように社会問題も今日と性格が異なったものであった。そのため、今日のワーキングプアとは異なる戦時特有の事情により労働していても貧困である者が生じて

いる点には注意する必要がある。

## 注

- 1) 1886年～1902年にイギリスの実業家ブース、C. Jがロンドン全域で実施した貧困調査のことをロンドン調査という。調査では市民の3割が貧困状態にあり、貧困が怠惰などの個人的要因ではなく、低賃金や感染症などによって発生していることを明らかにし、貧困の社会性を説くこととなった。
- 2) 1899年から3度にわたりイギリスの社会調査家ラウントリー、B. Sがヨーク市で行った調査のことをヨーク調査という。第1回調査ではブースと違い科学的基準（一日のカロリー摂取量）を用いて調査を行い、ブースと同様に市民の3割は貧困状態にあることを明らかにし、貧困が個人的要因ではなく社会的要因によって発生するとした。
- 3) ベヴァリッジ報告とは、イギリスの「社会保険及び関連サービスに関する検討を行なうべき委員会」により公表された「社会保険及び関連サービス」の通称である。社会の進歩を阻む五大悪に対して、社会保障制度が必要であることを主張した。そして、その後の社会保障制度に大きな影響を与え、福祉国家誕生の契機となった報告書である。
- 4) 1929年にアメリカで始まり、その後世界全体に広まり、数年にわたって起きた世界的規模での経済恐慌のことである。具体的には、株価の暴落や失業の増大、破産などが起きた。
- 5) 金本位制とは、通貨の単位価値と一定重量の金とが等位関係である制度のこと。つまり、貨幣は決まった重さの金と交換でき、国は持っている金の量だけしか貨幣を発行できない制度をいう。
- 6) 大戦景気とは、戦争により一部の場所のみ好景気となることをいう。
- 7) 徴兵検査とは、兵役に服する資質の有無を判定するために身体や身上の検査をすることをいう。
- 8) 国民体力法とは別に1939（昭和14）年から15～25歳の男性を対象にした体力章検定も実施されており、1943（昭和18）年には女性にまで拡大している。島尾忠男（2012）、26-27。
- 9) 吉田茂は戦後、公職追放を受けている。また、外務官僚から総理大臣となった吉田茂とは同姓同名ではあるが、別人である。
- 10) 産業報国会とは、労働者と使用者が協力し戦争協力するため、全国の事業所で設立された官製の労働者組織である。1938（昭和13）年に産業報国連盟が発足し、労働団体を吸収して1940（昭和15）年全国組織として大日本産業報国会が結成されるが、終戦と共に解散した。
- 11) 協調会大阪支所調査係編（1940b）、4。
- 12) 協調会大阪支所調査係編（1940c）、7。
- 13) 同上。

#### 44 (上田)

- 14) 鹽干とは塩干のことである。
- 15) 協調會大阪支所調査係 (1940d)、7。
- 16) 臨時工と同質のもの。
- 17) 賃金統制令は、実際、最高額と最低額の幅を賃金統制令では定めているが、額を直接定めていたわけではない。
- 18) 青年学校とは、小学校卒業の勤労青年に産業実務教育や普通教育、軍事教練を行った教育機関のことである。
- 19) 協調會大阪支所調査係 (1940e)、11。

#### 参考文献

- ・大霞会 (1971) 『内務省史』第3巻、地方財務協会、347。
- ・協調会編 (19-- ) 『協調会要覧』協調会。
- ・協調会大阪支所編 (19-- ) 『京都府下産業界に及ぼしたる七・七禁令 (奢侈品等製造販売制限) の影響主にその対策に就て』協調会大阪支所。
- ・協調会大阪支所調査係編 (1939) 『日本産業労働機構と戦時労働政策』。
- ・協調会大阪支所調査係編 (1940a) 「資料二 市電に於ける労働事情」。
- ・協調会大阪支所調査係編 (1940b) 「資料四 西陣織物 (帯) 工場に於ける労働事情」。
- ・協調会大阪支所調査係編 (1940c) 「資料五 京都友禪工場に於ける生産と労働事情」。
- ・協調会大阪支所調査係編 (1940d) 「資料六 中央市場に於ける労働事情 一京都中央市場通運株式會社の例」。
- ・協調会大阪支所調査係編 (1940e) 「資料七 金屬工場に於ける労働事情 某製鋼所の例」。
- ・協調会大阪支所調査係編 (1940f) 「資料八 福助足袋株式會社に於ける賃金形態の調査に就いて」。
- ・協調会偕和会 (1965) 『協調会史 一協調会三十年の歩み』協調会偕和会。
- ・鳥尾忠男 (2012) 「国民体力法」『複十字』No. 346、結核予防会結核研究所。
- ・週刊朝日編 (1990) 『新・値段の明治大正昭和風俗史』朝日新聞社、114。
- ・商工大臣官房調査課 (1940) 『賃金統計表』。
- ・高橋彦博 (2001) 『戦間期日本の社会研究センター 大原社研と協調会』柏書房、147-185。
- ・法政大学大原社会問題研究所編 (2004) 『協調会研究』柏書房、359。

(元大谷大学任期制助教 社会福祉学)

〈キーワード〉戦争、労働者、協調会